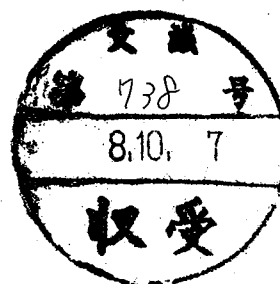


議員提出議案第一号文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例に対する付帯決議案

右の付帯決議案を文京区議会会議規則第六十二条の規定により提出する。

令和八年十月七日

提出者 厚生委員会委員



千田 恵美子



沢田 けい



宮崎 こう



市村 やすとし



田中 としかね



松 丸 昌



厚生委員会委員長 殿

議員提出議案第一号文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例に対する付帯決議

区は、本条例の施行に当たり、次の事項について適切に取り組むこと。

- 1 本条例の趣旨に鑑み、近隣住民の生活環境の保全を図る観点から、住宅宿泊事業が適切に行われるよう必要な措置を講ずること。とりわけ深夜又は早朝の時間帯について、静穏な居住環境が損なわれないよう、必要な制限を設けることを検討すること。
- 2 住宅宿泊事業については、自ら居住する住宅の一部を活用する場合もあることを踏まえ、届出予定者の居住の状況及び管理の形態に応じ、一律に過度な負担を課すことのないよう十分配慮すること。
- 3 本条例による規制の効果及び影響について、一年を目途に検証を行い、その結果を議会に報告すること。